

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録（八）

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾二」「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾二」「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。

本号では「尾張徳川家文書目録」（八）として、「尾五」の文書群のうち、史料番号一―二二〇までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾二」「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用した。一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままにしてある（本号の目録では、尾五―一〇五、一二四が欠番号である）。一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。また、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必要

に応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年不詳とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」、「縦・小」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出）↓宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二字アキで示したが、該当する項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録掲載に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。内容調査、データ入力、および原稿化作業は、白根孝胤が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 繼室
1	義直	慶長五年一月二八日 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日 慶安三年五月七日	敬公	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日 元禄六年四月二五日(隠居)	正公 瑞龍院	義直 尉(歎喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	綱誠	慶安五年八月二日 元禄一二年九月五日	元禄六年四月二五日 元禄一二年六月五日	誠公 泰心院	光友 千代姫(靈仙院)	新君(瑩珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	綱誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日 正徳三年一〇月一八日	正徳三年八月二九日 正徳三年一〇月一八日	達公 真巖院	吉通 輔君(瑞祥院)	安己君(光雲院、近衛家熙女)
6	継友	元禄五年二月八日 享保一五年一月二七日	正徳三年一月一日 享保一五年一月二七日	曜公 晃輝院	綱誠 和泉(泉光院)	
7	宗春	元禄九年一〇月二六日 明和元年一〇月八日	享保一五年一月二八日 元文四年一月一三日(隠居)	逞公 章善院	綱誠 梅津(宣揚院)	
8	宗勝	宝永二年六月二日 宝曆一一年六月二四日	元文四年一月一三日 宝曆一一年六月二四日	戴公 賢隆院	松平友著 繁(円珠院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
9	宗睦	享保一八年九月二〇日 寛政一一年一二月二四日	宝曆一一年八月五日 寛政一一年一二月二四日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英巖院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	斉朝	寛政五年八月二三日 嘉永三年五月一三日	寛政一二年一月二九日 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公 天慈院	一橋治国 彰君(乗蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家斉女)
11	斉温	文政二年五月二九日 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日 天保一〇年三月二六日	禧公 良恭院	徳川家斉 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安斉匡女)
12	斉荘	文化七年六月一三日 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日 弘化二年七月二〇日	懿公 大覚院	徳川家斉 蝶(速成院)	福君(俊恭院、鷹司政熙女)
13	慶藏	天保七年六月一五日 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二六日 嘉永二年五月七日	欽公 顯曜院	田安斉匡 れい(青松院)	猶姫(貞慎院、田安斉匡女)
14	慶勝	文政七年三月一五日 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(真證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日 明治一七年三月六日	安政五年七月五日 文久三年九月一三日(隠居)	顯樹院	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宣	安政五年五月二四日 明治八年一二月二四日	文久三年九月一三日 明治八年一二月二四日	靖公 隆徳院	慶勝 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録」(徳川林政史研究所蔵)、「尾張徳川家系譜」(「名古屋叢書三編」第一卷)より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、十六代義宣は当主であつた期間を記す。

番号表題	年月日	作成者(差出宛所)	形態・数量
尾五十一 (建物図一括目録)	(明治初期)	(徳川)	綴 一
*「小牧公園創垂館ノ図」「本所邸御住居図」「浅草瓦町邸御住居図」「明治七年新御邸図」「真萩館図」等建物図面の目録。			
尾五十二 [維新前道中宿割 其他]	(明治三年)	(徳川家)	綴 一
*宿割帳、人馬繼立帳、旅籠帳(横帳)等を綴じ込んでいる。			
尾五十三 御帳目録	(元禄四年〜文久二年)	御小納戸頭取(徳川)	綴 一
*「江戸日記寄」「江戸日記」「尾州日記寄」「尾州日記」「御留守日記寄」「御留守日記」「江戸・尾州御用申繼帳」「御附日記」「令筈録」「諸被仰出留・触留」「諸達留」「奥向願達取次留」「雑帳之分」の項目で構成。これとは別に「諸御帳目録」を合綴している。			
尾五十四 [天明三年御庭御作人御召抱根帳]	(天明三年・嘉永三年・同五年)	(徳川家)	綴 一
*「天明三年卯十月ヨリ御庭御新田御抱耕作人取扱留」の他、「差上申御請状之事」(福田新田井江松村百姓御深井御庭御作人江召抱之儀ニ付)を綴じ込んでいる。			
尾五十五 寛政八年以降御払米御囲米等ノ件	(寛政八年〜明治元年)	(徳川)(竹波屋次郎八)	綴 一
*「勤書之覚 竹波屋次郎八(戊正月)」「慶応三卯三月 道徳前新田御川魚御払代寅年分御勘定帳」等が綴じ込まれている。			
尾五十六 弘化二年御立寄調	弘化二年	(御数寄屋方御用懸り)	状 二八
*全一八通を入れた袋あり。その袋の上書に「弘化二年之なつ御立寄調 御用懸り」とあり。さらにそれを包んだ袋あり。その袋の上書に「弘化二年御立寄調(御数寄屋関係)御用懸り」とあり。			
第一通 (棧蓋箱之方出来御問合申上候ニ付書付)	(弘化二年六月二二日)	御細工所↓御数寄屋方	
第二通 御本丸御台所頭初御茶被下方之義申上候書付	(弘化二年)巳六月二五日	御台所頭	
第三通 覚(御風呂釜ふき上御色直し等代金書上)	(弘化二年)六月二五日	近江屋重兵衛↓御数寄屋方御役所様	
第四通 覚(御台子之はめ戸前代銀ニ付)	(弘化二年)六月二六日	指物師 久太郎↓	
第五通 覚(御炭取・御茶箱代銀ニ付)	(弘化二年)六月二六日	指物師 久太郎↓	
第六通 覚(御台子・御花台・御薄板・御桶・御炭取等代銀ニ付)	(弘化二年)六月二八日	丸屋庄吉↓	
第七通 覚(銀の御かま等みがき直しニ付代銀書上)	(弘化二年)六月二九日	鋳屋佐兵衛↓御数寄屋方御役所様	
第八通 覚(御三方・杉茶わんふた出来仕候ニ付代銀書上)	(弘化二年)巳六月	柴田彦藏(黒印)↓	
第九通 覚(御手桶代銀書上)	(弘化二年)六月	桶師平藏↓御役所様	

第一〇通 御立寄御用調ニ付役所懸り詰番人数不足付候増人之儀申上候書付 (弘化二年)巳六月 御数寄屋頭

第一一通 当秋御立寄之節御飾等之儀奉伺候書付 (弘化二年)巳六月 御数寄屋頭

第二一通 御立寄御用御長持御修復相成候様積書相添奉伺候書付 (弘化二年)巳六月 御数寄屋頭衆

第三通 覚(銀の御かま・水さしみがき入手間ニ而八人程相越申候ニ付) (弘化二年)七月朔日 鏑師佐兵衛↓御数寄屋方御役所様

第四通 覚(紫縮緬御ふとん銀等代銀書上) (弘化二年)七月朔日 伊藤↓御数寄屋方御役所様

第五通 覚(紫縮緬御ふとん銀等代銀書上) (弘化二年)七月朔日 伊藤次郎左衛門↓御数寄屋方御役所様

第六通 覚(御箱代銀請取ニ付) (弘化二年)七月朔日 指物や十五郎(黒印)↓

第七通 覚(御炭取・白木御三宝等代銀書上) (弘化二年)七月二日 丸屋庄吉↓

第八通 覚(桐印籠蓋御箱・御手桶・御炭取角手附等代銀書上) (弘化二年)七月二日 ↓御数寄屋方御役所様

第九通 覚(銀御風呂釜・銀御水次・銀御水さしみがき直し代銀書上) (弘化二年)七月 近江屋重兵衛↓御数寄屋方御役所様

※覚書二通を綴っている。

第二〇通 覚(紫ちりめん小ふとん出来ニ付代銀書上) (弘化二年)巳ノ七月 近江屋重兵衛↓御数寄屋方御役所様

第二一通 (御立寄之節御座敷向初御飾等之儀御達申上置候ニ付書付) (弘化二年)七月 御数寄屋頭

第二二通 (御側御茶道具類御飾付色付直し等之儀ニ付書上) (弘化二年)

第二三通 (巳秋御立寄之節御用箱之図等書上) (弘化二年) (御数寄屋方)

第二四通 御立寄御用御茶道具類調帳 弘化二年五月 御数寄屋方

※尾張家市谷上屋敷庭園内の清風軒・瀬芳・琴友亭・西南台・西御殿等の記載あり。

第二五冊 御台子等改員数帳 (弘化二年)巳六月 (御数寄屋方) 横・小

第二六冊 当秋御立寄御用御茶道具類調帳 (弘化二年) (御数寄屋方) 横

第二七冊 (御立寄御用御茶道具類調帳) (弘化二年) (御数寄屋方) 横

第二八冊 (御立寄御茶事ニ付道具類調帳) (弘化二年) (御数寄屋方) 横

尾 七 当暮御沙汰品伺調(帳)

慶応三年

取扱 中野惣太郎(徳川)

縦

尾 八 御下屋敷御用留

(明治三年ノ同九年)

御邸守

縦

*「明治三年六月ヨリ御門番定居」巻「午十月 御模様替ニ付御修復向御作事持ニ引渡一卷 附り風災格別達之事」「午閏十月 定居御門番住所取建方に付御比丘尼方諸隷詰所附之地所請取方」巻「辛未五月記 御下屋敷北御庭一田練武場立引渡一卷」あり。書付等の挟み込みあり。

尾 九 酉年作徳地取立帳

(江戸後期)酉年

大代官方

横・小

番 号 表 題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―二 元御葉園園御中間御預田畑并御下畑上り地之分反畝再檢
御年貢調伺帳 亥一〇月

菊池伴左衛門・松田重八郎〔徳川〕

縦 一

尾五―二 濃州窮民御救之節御金元払帳

亥七月

御小納戸方〔徳川〕

縦 一

*御金元払帳の他、「濃州村々夫食米代被下之覚」「亥七月人足賃錢払帳」(以上、横帳)、「支度払帳」「濃州村々夫食米被下候諸入用御勘定帳」(以上、縦帳)等が綴じ込まれている。

尾五―三 尾州海東郡水難村々窮民夫食米被下帳

亥七月

〔徳川〕

縦 一

尾五―三 亥年作徳地取立帳

亥年

大代官方

横・小 一

尾五―四 尾州中嶋郡海東郡内水難村々窮民御救并夫食代被下帳

亥七月

〔徳川家〕

縦 一

*「亥七月 尾濃水難村々為御手当出郷日数」(横帳)も綴じ込まれている。

尾五―五 申年水難救助申請綴

申年

〔徳川〕

縦 一

尾五―六 所々田畑耕地御年貢小割帳 南ノ部 耕地絵図添

(寛政年間以降)

御小納戸

縦 一

*「熱田東御麦畑」「古渡」「日置七面横町畑」の項目あり。

尾五―七 所々田畑耕地御年貢小割帳 西ノ部 耕地絵図添

(江戸後期)

御小納戸

縦 一

*「西御屋敷田畑」「上畠御屋敷田畑」の項目あり。

尾五―八 所々田畑耕地御年貢小割帳 北ノ部 耕地絵図添

(寛政年間以降)

御小納戸

縦 一

*「御庭御新田」「御庭畑之部」「御部屋組前畑」の項目あり。

尾五―九 川方諸隸御作人請状(綴)

(文化五年〜明治三年)

内家局〔徳川〕

縦 一

*百姓を御深井御庭御作人や御小納戸控新開所御作人等に召し抱える際の請状や宗門一札を綴ったもの。

尾五―一〇 縣有土地売却入札人心得書(綴)

明治三十九年六月

愛知県〔徳川〕

縦 一

尾五―一一 所々田畑町反御年貢根帳

(天明・寛政年間)

御小納戸

縦 一

*「御深井御庭御新田」「御下屋敷東御添地」「御屋形之内畑地」「熱田東御殿畑」「建中寺西畑」「西御屋鋪(内田畑)」「御部屋御庭御足輕組屋

敷前「日置七面横町(畑地)」「上畠御屋敷」「古渡御屋敷」「出来町畑(地)」「御下屋敷内田畑」の項目で構成。

尾五―三 村拝借之内村方作徳之内江入敷(類)

(天保年間)

(徳川)

縦 一

尾五―三 (江戸御長屋諸色渡帳(本所邸))

(明治四年・同五年)

(徳川)

綴 一

*「壬申正月 勝手諸色貸渡記」「勝手道具之覚」「未九月 從三位様御着ニ付諸色渡帳」「御長屋向諸色渡帳 土木方」(以上、横帳)、「本所邸御長屋鋪補理勘定帳」等が綴じ込まれている。

尾五―四 天明三卯年より御新田年々御勘定帳御払目録之面控帳

寛政五年十一月

(徳川)

縦 一

尾五―五 御小納戸控所々々田畑根帳

文化四年

(御小納戸)

縦 一

*二冊合綴。

尾五―六 御深井支配地屋敷改帳

文化四年四月

(徳川)

縦 一

尾五―七 御小納戸控所々々田畑根帳

文化五年四月

(御小納戸)

縦 二

第一冊 御小納戸控所々々田畑根帳(一)

文化五年四月

(御小納戸)

※「下御深井古田」「御添地」「御下屋敷」「熱田(東浜(御殿)并白鳥御船蔵)」「築地御屋敷并建中寺西」「廣井(御屋敷)」「日置(七面横町)」「上畠(御屋敷)」「古渡(御屋敷)」「出来町」「繰出新田」「水袋新田」「亀崎村」「東起村」「小熊村」「福原新田」「(西)萩原村」「熱田新田」「熱田新田之内大矢彦右衛門控地」の項目で構成。

第二冊 御小納戸控所々々田畑根帳(二)

文化五年四月

(御小納戸)

尾五―六 御小納戸控所々々田畑根帳拔出し帳

文化七年一〇月

(徳川)(御小納戸)

縦 一

尾五―六 御新田根帳増減訂古記留

文化七年一〇月

(徳川)(御小納戸)

縦 一

尾五―三 (田畑根帳拔出之分)(留)

(文化七年)

(御年貢地懸)

縦 一

尾五―三 御深井輪中拝領地拝借地家作坪数留

(文化九年)天保七年

(徳川)

縦 一

*「御深井内拝領地同家」「御深井内御役屋」「御土居下拝領地同家」「東御土居下拝借地自分家」「御深井内拝借地自分家」等の項目あり。

尾五―三 (御深井御領田畑改帳 附御庭御預古田畑帖控米調)

(文化八年)同九年

(徳川家)

縦 一

*「文化九年申四月 御深井御預田畑改帳」「御庭御預古田畑掟斗代内調書付」「御深井輪中拝領地拝借地坪数書付」等あり。袋が綴じ込まれている。袋の上書「古田屋敷地斗代御改ニ付古帳等入并拝領屋敷坪数帳共入」。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五十三 御小納戸控所々田畑根帳

文化十二年

(御小納戸)

縦 一

*「御深井」「御添地」「御下屋敷」「熱田東浜(御殿)」「白鳥御船蔵」「江戸築地御屋敷」「建中寺西畑」「廣井(御屋敷)」「日置七面横町」「上畠(御屋敷)」「古渡(御屋敷)」「出来町畑」「繰出(新田)」「水袋(新田)」「亀崎(村浜亥新田)」「西小熊村」「又右衛門新田」「西萩原村」「右脇新田」「鳴海村内」「熱田同所新田」の項目で構成。

尾五十四 御深井輪中拝領拝借願達書

文化十三年～明治四年

(御小納戸頭取)

縦 二

第一冊 御深井輪中拝領拝借願達書(一)

文化十三年～安政四年

(御小納戸頭取(徳川))

※書付の綴じ込みあり。

第二冊 御深井輪中拝領拝借願達書(二)

安政四年～明治四年

(御小納戸頭取(徳川))

※書付の綴じ込みあり。

尾五十五 勝川村地蔵池御浚御普請一卷留

文政五年～同六年

(徳川)

縦 一

尾五十六 〔文政八年以降 御薬園畑書類〕

文政八年～文久二年

(徳川家)

縦 一

*「文政八西六月 勝川通川村・幸心村地先御薬園畑切起一卷」「天保十一年子五月 御薬園畑反畝書上帳」「天保十四卯年方 御薬園畑江付候見合書類 御年貢地懸」等あり。書付の挟み込み、括り付けあり。

尾五十七 出郷日数留

文政一〇年～弘化四年

御新田金取扱席

縦 一

尾五十八 作徳地口四拾ヶ年賦調帳

文政十一年～天保八年

(徳川)

横 一

*虫損あり。

尾五十九 山田庄助取扱別段上ヶ高口を初同人取扱金ニ付追而見合可相成書類(山田庄助取扱別段上ヶ高口関係書類)

天保年間

小嶋九郎八承知(徳川)

縦 一

尾六十 天保元寅年 御小納戸作徳地御年貢米取立根帳

文政十二年～天保十一年

大代官方

縦 一

尾六十一 〔春日井郡・丹羽郡拝借地(新田地)反別帳〕

天保二年

〔徳川家〕 ↓ (御小納戸御役所)

縦 一

*春日井郡・丹羽郡各村の新田地主・拝借主が御小納戸御新田金御取扱人へ提出した新田作徳地反別帳や請書、絵図等を綴ったもの。

尾六十二 作徳地上納米取立帳

天保五年

大代官方

横・小 一

尾五―四三 御深井田畑改帳

(天保六年一〇月)

御庭預役所

縦 一

*中表紙に「嘉永五子改」と貼紙あり。

尾五―四二

(御庭内新古田畑御年貢・御深井輪中初御年貢・上畠廣井両御屋敷内田畑御年貢御私代等留帳)

(天保六年〜嘉永三年)

御年貢地掛り

縦 一

*「御庭内御深井輪中御年貢御新田御作御私物代共」「御庭御作粗」「御慰粗」「上畠御屋敷内御年貢 同所御私物代 共」「道徳前新田御年貢 同所御私物代共」「建中寺西畑御年貢」「熱田東浜御殿御構内御年貢」「元本寿院様御足輕屋敷跡・元御側組屋敷跡御年貢 其外 御添地内」「日置七面横町御年貢」「古渡御屋敷内御年貢」「御下屋敷内板長屋御年貢」「出来町明組屋敷御年貢」「勝川通川村・幸心村地先御薬園畑御年貢」の項目で構成。

尾五―四一

御側々窮民江御救筋一卷

天保八年

〔徳川〕(御小納戸頭取等)

縦 一

尾五―四〇

伊藤忠左衛門差上候新開一卷留

(天保一〇年〜嘉永三年)

大道寺新六郎〔徳川〕

縦 一

*「嘉永三年戊四月 愛知郡新宝新田御年貢御勘定帳 御新田懸新御殿御小納戸詰役懸」「嘉永三年戊四月 愛知郡新宝新田御普請御入用御勘定帳 御新田懸 新御殿御小納戸詰役懸」あり。

尾五―三九

御新田金御客謝口請書并図面

(天保一一年〜同一二一年)

大代官方〔徳川〕

縦 一

*御小納戸御新田金返済に関する各村の願書をまとめたもの。村絵図および書付の括り付け多数あり。

尾五―三八

大代官取扱作徳地元金高井上納金高調帳

天保一一年一〇月

〔徳川〕(大代官)

縦 一

尾五―三七

御庭御新田之内御側組・御広敷組御預田畑元帳

(天保一二年〜安政三年)

(御側組・御広敷組)

縦 一

*「御庭御預田畑改帳 小出平右衛門組」「下御庭御預田畑割 村瀬登三郎組」「御庭御預田畑調帳 山口勝三郎組」「御庭御預田畑調帳 正木宗兵衛組」の項目で構成。

尾五―三六

(嘉永年間以降 道徳新田及熱田神戸地面ニ関スル書類)

(天保八年〜明治五年)

〔徳川〕家

縦 一

*「買帳」「元治元年子盆前払判帳 道徳前新田元小屋」「明治元辰年 道徳前新田南大手堤損所込土御手普請勘定帳」「文久二年戊七月 道徳前新田堤一円重置丈夫附御普請御入用御勘定目録」「元治元年子十二月 道徳前新田堤勾配直御普請御入用御勘定帳」「慶応元年丑五月 道徳前新田南大手東伏留御普請御入用御勘定帳」「道徳前新田御普請所御入用内訳帳」等あり。書付の挟み込み多数あり。

尾五―三五

新宝新田役所江請取直ニ地方御勘定所江御預相成候付請取 渡等一卷

(嘉永三年〜安政元年)

〔徳川〕

縦 一

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―五

*「嘉永三年戊四月 愛知郡新宝新田御年貢御勘定帳 御新田懸新御殿御小納戸詰役懸」あり。書付の挟み込みあり。
嘉永四亥八月廿五日夜 強雨水難村々之内人家床上迄水 乗難決之もの共江夫食等被下置候一卷 (嘉永四年八月〜九月) 御年貢地懸(徳川)

縦 一

*略図が括り付けられている。

尾五―五

嘉永五子七月廿一日大風雨之節并八月十六日大雨之節入 水村々御救一卷 (嘉永五年七月〜一〇月) 御年貢地懸

縦 一

*「嘉永五子十月 当七月水難之者江御救被下金渡判帳 御小納戸役所」「子十月 木錢飯米代揚判帳 御小納戸役所」とあり。

尾五―五

御風呂屋之者御預御深井田畑改帳

嘉永五年

御庭預役所(徳川)

縦 一

尾五―五

道德前新田堤御普請ニ付庄屋初雜用銀渡判帳

嘉永六年四月

組頭御川守兼 柳蔵(黒印)・御川守 彦右衛門(黒印)(徳川)

縦 一

尾五―五

水難村々窮民御救一卷(濃州前渡村木曾川堤切水難村々窮民御救一卷)

嘉永七年

御年貢地懸(徳川)

縦 一

*中表紙に「六月十八日之強雨ニ而出水坪内伊豆守知行所濃州前渡村木曾川堤切入水下御領分村々江入水右切所滲留御普請中之処 七月二日夜之出水ニ而右切所も再三入水ニ付猶又御救被下候一卷帳末江綴入」とあり。「嘉永七年寅六月 水難御救被下金渡判帳」「寅六月 木錢飯米代払判帳 御小納戸役所」「嘉永七年寅七月 水難村々窮民御救一卷」「嘉永七年寅七月 水難御救被下金渡判帳」あり。

尾五―五

海西郡福原新田入水ニ付窮民共江御救被下候一卷

嘉永七年閏七月

御年貢地懸(徳川)

縦 一

*「閏七月 木錢飯米代払帳 御小納戸役所」あり。

尾五―五

〔道德前新田堤御普請御入用御勘定目録〕等入

(安政二年〜同三年)

徳川家(徳川)

縦 一

*「道德前新田堤御普請村渡仕様帳」「安政二卯春 道德前新田堤御普請御入用御勘定目録」「安政三年 道德新田堤御普請御入用野帳 徳川家」等を綴じ込んでいる。これらを入れた袋も綴じ込まれている。

尾五―五

太田御代官所坂箇所三ヶ村初山拔井入水難決之者共御救一卷

(安政四年閏五月〜六月)

(徳川)

縦 一

*「安政四年巳閏五月 太田御代官村々入水難決之者共從御側夫食御手当被下方調帳」「安政四年巳閏五月 村々入水難決之者共從御側夫食代等被下金渡判帳」あり。

尾五―六 知多郡名和村前新田初水難御救助調一件 (安政四年七月―八月) (徳川) 縦 一

*「入水人数書上帳 小倉村」とあり。

尾五―六 福原新田并濃州十六村初水難御救留 (安政五年七月―八月) 御年貢地懸 縦 一

*中表紙に「福原新田并濃州十六村初入水ニ付御救調一卷」とあり。「窮民御救調書 但寺社之分共」「御救金渡判帳」「安政五年午七月 入水ニ付家数人数書上帳 方縣郡折立村」等あり。

尾五―六 (大風高汐御救留) (万延元年五月―一〇月) 御年貢地懸 縦 三

第一冊 大風高汐御救留 鰥寡孤独別段御救留(大風高汐御救留上) (万延元年五月―八月) 御年貢地懸

第二冊 (大風高汐御救留中) (万延元年五月―八月) (御年貢地懸)

※「御救金渡判帳」「万延元年申五月 大代官支配初村々入水并海辺新田向高汐ニ而難決之者共江御救一卷」「窮民御救調書」「万延元年申五月 水難御救調帳」「万延元年申六月十日 再入水ニ付窮民御救一卷」あり。

第三冊 (大風高汐御救留下) (万延元年六月―一〇月) (御年貢地懸)

※「御救金渡判帳」「金銀渡判帳」あり。

尾五―六 道德前新田堤重復附丈夫附御普請金渡判帳 万延二年三月 (徳川) 縦 一

尾五―六 御新田金納払御勘定帳 文久二年三月 (徳川) 縦 一

尾五―六 御普請金請払帳 文久元年三月 (徳川)(御小納戸衆) 縦 一

*道德前新田御普請金、水難御抵金等渡分の書上も綴じ込まれている。

尾五―六 濃州十六村・勝川村初水難御救留 (文久二年八月―一〇月) 御年貢地懸 縦 一

*「文久二年戊八月 濃州不破郡十六村入水ニ付御救調一卷」「文久二年閏八月 勝川村初濃州池田町屋中之郷村々入水ニ付御救調一卷」で構成。

尾五―六 子年小払金覚帳 (文久四年二月―) 御年貢地懸り(徳川) 横 一

元治二年二月

尾五―六 勝川村・松河戸村水難御救調 元治元年六月 (徳川) 縦 一

*「元治元年子月 村中人家入水人別書上帳 春日井郡勝川村」とあり。

尾五―六 丑年小払金納払帳 (元治二年二月―) 御年貢地懸り(徳川) 横 一

慶応二年二月

番 号 表 題

年月日

作成者(差出↓宛所)

一一一

形態・数量

尾五―七 鳥運上并冥加金一卷

(慶応元年一月)

御年貢地懸

縦 一

*「慶応元丑年揚鷹場被相解候村々御冥銀取立帳 下方弥七郎」「慶応元丑年揚鷹場等被相解候村々鳥運上銀取立帳 下方弥七郎」「慶応三卯年正月 船附村谷九一郎江月々雑用金御扶持代渡判帳」あり。

尾五―七 御花壇御用取扱一卷 附御作畑一条とも

(慶応元年一〇月)
明治二年十一月

御年貢地懸

縦 一

尾五―七 御新田金納払御勘定帳

(慶応二年三月)

〔徳川〕

縦 一

尾五―七 御土居下松永林賀添拝借地御年貢代御圍一卷

(慶応二年)明治二年

御年貢地懸〔徳川〕

縦 一

尾五―七 道德前新田西大手堤勾配直并法繕御普請金渡判帳

(慶応二年四月)八月

〔徳川〕道德前新田庄屋 加藤延太郎他↓
御小納戸役所

縦 一

尾五―七 道德前新田御年貢米代請取帳

(慶応二年二月)
同四年二月

御年貢地懸り

縦 一

尾五―七 御川々下魚御払代等納払帳

(慶応三年)明治五年

御年貢地懸

縦 一

尾五―七 辰暮御新田金未納帳

(明治元年)

御年貢地懸

縦 一

尾五―七 道德前新田南大手堤西朽々西江腹附御手普請御勘定帳

明治二年七月

加藤平八郎・辰巳吉兵衛〔徳川〕

縦 一

尾五―七 御屋形内起畑日用代渡判帳

(明治二年八月)
同三年八月

〔徳川〕

縦 一

尾五―七 去辰年御新田金上納調帳 日光御豫参御供拝借口

明治二年五月

〔徳川〕

縦 一

尾五―七 大曾根御屋舗御入用仕払帳

(明治三年三月)
同四年正月

御年貢地懸〔徳川〕

横 一

尾五―七 田方水帳

明治三年四月

大曾根御屋敷〔徳川〕

横 一

尾五―七 大曾根御屋敷御入用請書

(明治四年)同五年

御年貢地懸り

縦 一

*金銀請取状等の書付を綴じ込んでいる。

尾五―四 東之方畑方水帳

(明治四年)

大曾根御屋敷〔徳川〕

横

一

尾五―五 大曾根御屋敷御入用仕払帳

(明治四年～同六年)

御年貢地懸〔徳川〕

横

一

尾五―六 御手普請人足并出船覚帳

(明治四年)

御年貢地懸〔徳川〕

横

一

尾五―七 西七月両米屋調達金引当米切手割判帳

(文政八年～同一〇年)

〔徳川〕

縦

一

尾五―八 〔預ケ金内借一卷〕

(安政四年～明治元年)

〔徳川家〕

縦

一

尾五―九 百姓町人等願達書事済帳 佐和屋理右衛門仕送り之輩江
同人取替金拝借金ニ振替相成候願達一卷

(天保二年～同六年)

御年貢地掛り

縦

一

*〔拝借金〕〔雑〕の項目で構成。「蔵屋敷図面 竹波屋治郎八」の挟み込みあり。

尾五―十 午年御新田金作徳地并四拾ヶ年賦名紙控

午年

〔徳川〕

縦

一

尾五―十一 江戸納正金卯暮返上取立帳

(慶応三年)

〔徳川〕

縦

一

尾五―十二 福印御鉄漿始・駒印御袴着御用別段口町人手形〔留〕

(明治二年)巳七月

〔徳川〕

縦

一

尾五―十三 子年上ヶ高御年貢米引免相立金納并米金を以上納或者村
拝借ニ振替返納ニ相立候分〔留〕

(江戸後期)子年

〔徳川〕

縦

一

尾五―十四 御入国御参府子暮返上片御供之輩不出書拔

(元治元年)

〔徳川〕

縦

一

尾五―十五 寅四月御入国御参府御供之輩御側寄物金返上不出書拔

(慶応二年)寅四月

〔徳川〕

縦

一

尾五―十六 江戸納正金返上寅暮返上取立帳

(慶応二年)

〔徳川〕

縦

一

尾五―十七 江戸納正金返上巳暮返上取立帳

(明治二年)

〔徳川〕

縦

一

尾五―十八 午正月六十二月迄 御内証御入用代払帳

明治四年二月

元御庭懸〔徳川〕

縦

一

*山口太兵衛・伊藤次郎助・伊藤傳一郎の黒印あり。

尾五―十九 午正月六十二月迄 御当用御入用代払帳

明治四年二月

元御庭懸〔徳川〕

縦

一

番 号 表 題

年月日

作成者(差出・宛所)

形態・数量

*山口太兵衛・伊藤次郎助・伊藤傳一郎の黒印あり。

尾五―〇〇 新負債消印金高帳

(明治元年)

〔徳川〕

縦 一

尾五―〇一 債主人名簿

(明治初年)

〔徳川〕

縦 一

尾五―〇二 未四月ヨリ御払米代金上納帳

(明治四年・同五年)

倉廩掛

縦 一

尾五―〇三 七千金一卷 新御殿御残金之内

(嘉永五年)

〔徳川〕

縦 一

尾五―〇四 町人手形(留)

(明治四年・同五年)

〔徳川〕

縦 二

第一冊 町人手形(留)(上)

(明治四年)

〔徳川〕(新御屋敷内家御局)

第二冊 (町人手形(留)下)

(明治四年・同五年)

〔徳川〕(東御屋敷内家御局)

尾五―〇六 御側寄物金返上引取人別帳

(江戸後期)申五月

御小納戸役所(徳川家)

縦 一

*「西正月 御側寄物金返上引取人別帳 御小納戸役所」あり。

尾五―〇七 江戸納上金返上辰暮返上取立帳

(明治二年)巳十一月晦日

〔徳川〕

縦 一

尾五―〇八 御休泊被下金(帳)

正月

〔徳川〕

縦 一

尾五―〇九 浅草瓦町御邸土木費勘定調書

(明治初年)

〔徳川〕

縦 一

尾五―一〇 大幸川潰地井領金取扱留

(寛政六年・明治四年)

〔徳川〕

縦 一

*「大幸川掘割出来御庭田畑潰地出来ニ付」とあり。

尾五―一二 御払米代金仕上帳

寛政二一年四月

大鐘屋藤七(黒印)(徳川)

横 一

尾五―一三 上畠御屋敷御茶屋井木石御払一件

(享和三年)

〔徳川〕

横 一

*「上畠御屋敷御茶屋井岩諸木御払代帳」「子年上畠御屋敷井御蓮池埋方人足賃銀払帳」あり。

尾五―二三 「文化・天保年間 御小納戸御新田金ニ関スル書類」

(享和・弘化年間)

〔徳川家〕

縦 一

*「文化三年寅四月 納屋山外新田福田走畑方掟帳」「文化六年巳十二月 熱田新田四五割差上地高井掟反畝取上積米」「天保九年戊閏四月 道徳前新田用水 植田村地内両地際砂除堤見分野帳 柴田為吉・尾関喜右衛門」「天保十二丑年 御新田金請取通 大代官役所」以上、横帳、「享和弍年戌八月 濃州石津郡

福江村内松原新田反別并取米書上帳 伊藤吉郎治請控「道德前新田用水井道筋山崎村之内損所繕ひ諸色御入用書柴田為吉」御小納戸御新田金作德地上納分御容赦筋申渡濟之上村々差出候請取帳 子十一月等あり。図面の綴じ込み(一部彩色)あり。

尾五十二四 小沢屋市左衛門酒造ニ付御借渡金之一件 (文化四年〜同五年) (徳川) 縦 一

*「寅十二月」大鐘屋与兵衛・小沢屋市左衛門と江戸表江積下候酒員数書」あり。

尾五十二五 御新田金作德米寅年分取立上納銘紙 (文政一二年) (徳川) 縦 一

尾五十二六 亥十二月 兩米屋調達金引当米切手割判帳 (天保年間) (徳川) 縦 一

*「竹波屋(次郎八)」「菱屋喜兵衛」「佐和屋」「丸屋」「富士代屋」「笹屋惣助」「竹波屋藤助」の項目で構成。書付の括り付けあり。

尾五十二七 調達金口返納銘紙綴入帳 (天保〜嘉永年間) (徳川) 縦 一

尾五十二八 新御殿拝借金残元調帳 (天保〜嘉永年間) 御年貢地懸 縦 一

尾五十二九 下郷次郎八兩地拝借金式千兩口元帳 (天保五年) (徳川) 縦 一

*拝借主鳴海宿下郷次郎八。

尾五十三〇 御小納戸御新田金十五ヶ年賦返上去去年取立銘紙 (天保六年) 大代官役所(徳川) 縦 一

*「天保六年未四月 御小納戸御新田金十五ヶ年賦返上去去年竹波屋治郎八所江相納候分 大代官役所」とあり。

尾五十三一 會計雜書綴 (天保八年〜明治四五年) 徳川家 縦 一

*「海手御備他所御加勢御人数等之調」「御宿割帳 中山道板鼻宿」「受入帳 家丁控」「福印様御召服類御直段書 近江屋市右衛門」「源敬様御贈位臨時御法事費及園遊会御招待諸費 會計係控」「會計規則」等の綴じ込みあり。

尾五十三三 御新田金納払并所々御控地田畑御年貢御勘定帳 (天保一一年〜安政五年) 御小納戸頭取 縦 一

尾五十三三 初御参府御供之輩別段御内々拝借人別帳 (天保一二年三月) 御新田方(徳川) 縦 一

*中表紙に「此帳面不残調出済」とあり。

尾五十三五 御新田金返納方御容赦取扱留 (天保一一年七月〜九月) 取扱 長屋惣十郎・蛭江理満右衛門(徳川) 縦 一

尾五十三六 調達金之内御内々御貸渡金手形(留) (天保一二年四月〜 同一年四月) 御年貢(地掛) 縦 一

番 号 表 題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―三七 御新田金村々返上銘紙(留)

(天保二年→弘化四年)

大代官役所控

縦 一

尾五―三六 調達金口御貸渡并払高等元帳

(天保二年七月→
嘉永三年正月)

(徳川)

縦 一

尾五―三元 御新田金納払并小天守納御用金・不入決納窮民御救御年
貢金并頭取衆御帳面三冊下調(留)

(天保二年→嘉永四年)

御年貢地懸

縦 一

*中表紙に貼紙「寄物金江取替分并御勘定所方返納金請取候分共ニ此帳末ニ認置節々記し可申事」とあり。

尾五―三三 (天保十二年 質物御払一卷)

(天保三年→嘉永三年)

〔徳川家〕〔御小納戸頭取〕

縦 一

*「御払品入札落直段」「席付控 御払品入札落直段控 御新田方」以上、横帳「質物品々調帳」「御払品落札名前帳」「御新田方質物 小道具類御払代代金請取帳 酉五月」等が関連の書付とともに綴じ込まれている。

尾五―三三 天保十二丑年 御入国御参府別段丑暮取立帳 正金納

天保一三年三月

水野源吉(黒印)(徳川)

縦 一

尾五―三三 調達金口納高元帳(調達金口元帳)

(天保二年七月→
嘉永五年八月)

(徳川)

縦 一

尾五―三三 御道具修理金受取書・貧民救助金受取書一綴・宗門調証

(天保九年→明治三年)

(徳川)

縦 一

尾五―三三 米切手金一四公所添印相成候筈ニ付御新田金之内壱万式
千両御勘定所江差出相成候処御印済之上も返納方段々及
延引右ニ付取扱一卷

(弘化三年→嘉永四年)

〔徳川〕

縦 一

尾五―三三 御側寄物金伺帳

弘化四年

寄物方

縦 一

*表紙に「四拾九番」とあり。〔御側寄物金借用調伺帳〕の千六百五拾九印から千六百七拾七印までを書き上げたもの。

尾五―三三 新御殿御残金取扱留

(嘉永四年八月→
安政三年三月)

御年貢地懸

縦 一

尾五―三三 金千両御利潤一卷 取立帳ハ別冊

(嘉永四年一〇月→
安政三年一二月)

〔徳川〕

縦 一

尾五―三三 御囲金口ハ拝借金内訳帳

(嘉永五年→安政三年)

御小納戸頭取

縦 一

*「御囲金口〆拝借金内訳帳」「御囲金口〆別段拝借金返上分内訳帳」の項目で構成。

尾五―二三 御家中之輩新御殿拝借金返上方調帳 嘉永五年 御年貢地懸控〔徳川〕 縦 一

尾五―二四 御囲金・御救金・小払金納払元帳 其外共 〔嘉永〕文久年間 御年貢地懸 縦 一

*「御囲金并御救金」「御囲金口」「窮民御救金」「御新田金を以小払取計候分」「調達金口等〆御内々拝借之分」等の項目で構成。書付の挟み込みあり。

尾五―二四 御利潤金千両口寅暮返上分〔留〕 安政二年三月 〔徳川〕 縦 一

*竹波屋治郎八・津島村浅井作左衛門・春日井原新田源左衛門・大宝新田長尾治右衛門分の書上。

尾五―二四 安政三辰暮分 御新田金返納分内訳帳 安政四年三月 〔徳川〕 縦 一

尾五―二四 〔愛知郡本地村成田儀兵衛拝借金一卷〕 安政四年一二月 愛知郡本地村 成田儀兵衛〔黒印〕 縦 一

*「拝借金証文」「愛知郡本地村御本田之内掟米帳 成田儀兵衛控分」等を綴じ込んでいる。虫損あり。

尾五―二四 新御殿拝借金一件〔留〕 〔安政五年〕 〔御小納戸頭取衆〕 縦 一

*「安政五年暮分 新御殿拝借返上金取立内訳帳 未七月」「午十一月 寄木高照寺儀拝借返上金年延願之儀三付申達候書付」等あり。書付の挟み込み、貼り付けあり。

尾五―二四 未年御新田金小払受取書〔留〕 安政六年 〔徳川〕〔御小納戸御役所〕 縦 一

*書付の挟み込みあり。

尾五―二四 類焼三付御増益金之口〆拝借割符留控 但江戸取集分 〔安政六年〕文久三年 組頭・役懸〔徳川〕 縦 一

尾五―二四 上畠御屋敷御門番御扶持方御勘定帳 〔万延元年〕慶応三年 徳川家〔徳川〕 縦 一

*各年ごとに書き上げたもの。

尾五―二四 廣井御屋敷御門番御扶持方御勘定帳 〔万延元年〕慶応四年 徳川家〔徳川〕〔伊藤司馬介・加藤平八郎〕 縦 一

尾五―二四 下御庭御作人御扶持方御勘定帳 〔万延元年〕明治四年 〔徳川〕〔湯浅為次郎・辰巳吉兵衛〕 縦 一

尾五―二五 江戸取立仮帳・御増益金割符帳 伊藤〆受取候五冊之内 〔弘化三年〕慶応二年 役懸り〔徳川〕 縦 一

尾五―二五 利金御渡帳 〔元治元年〕明治三年 御城御小納戸詰役懸〔徳川〕 横・小 一

尾五―二五 鳥運上并冥加金納払帳 〔慶応元年〕同三年 御年貢地懸〔徳川〕 縦 一

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

*「納」「諸払」「請取申金子之事」等の項目で構成。

尾五―一五

去卯年御新田金上納調帳 日光御豫参御供拝借口・新御殿拝借口

慶応四年三月

〔徳川〕

縦 一

尾五―一五

御家禄納払留

(明治二年～同五年)

会計方〔徳川〕

縦 一

尾五―一五

明治二巳年分并同三午年以来渡不足御家禄渡り方一卷
同五申年八雲隊職禄渡り方共

(明治二年～同七年)

〔徳川〕

縦 一

*書付の綴じ込み、貼り付け多数あり。

尾五―一五

御新田金返上 日光御豫参拝借口共

明治二年

〔徳川〕

縦 一

尾五―一五

巳年御川々下魚御払代調帳

明治二年

御年貢地懸り〔徳川〕

横 一

尾五―一五

御川々ニ付小払金寛帳

明治二年

御年貢地懸り〔徳川〕

横 一

尾五―一五

明治三午・四未年御家禄渡方御膳米等東京江廻し方吟味
明治六酉秋分御家禄石代渡相成相場引直し方(留)

(明治三年～同六年)

〔徳川〕

縦 一

*「御膳米等横廻吟味一卷」「明治六酉秋分石代相場引直し方之事」等の項目あり。書付の綴じ込み、貼り付け多数あり。

尾五―一六

御家禄御納払調書下(帳)

(明治三年～同七年)

〔徳川〕

横 一

尾五―一六

御作人御扶持方渡帳

(明治三年～同六年)

御年貢地懸

横 一

*「御扶持方差引寛」の項目あり。

尾五―一六

割木類仕払帳

(明治三年～同五年)

大曾根御屋敷守

横 一

*「松木」「ツタ木」「堅木」「車力賃払」「勘定書」等の項目あり。

尾五―一六

〔御側御内證払金町人形綴〕

明治三年

↓(新御殿内家御局・御小納戸御役所)

縦 一

*中表紙に「御側御内證払 金貳百七拾四両貳分 銀毫匁七分毫厘 町人手形百拾毫通之面」とあり。

尾五―一六

従一位様・従三位様御側御入用御勘定目録

明治四年一二月

青山儀兵衛・長野善太郎・佐々木弥兵衛↓
内家会計方〔徳川〕

縦 一

* 従一位様は一四代当主であつた徳川慶勝、従三位様は一六代当主徳川義宣のこと。

尾五―一 壹 明治三年調 御下屋敷田方掟御年貢元帳 明治三年 [徳川] 縦 一

尾五―二 六 明治三年調 御下屋敷畑方掟御年貢元帳 明治三年 [徳川] 縦 一

尾五―三 七 魚溜場小払帳 明治三年 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

* 「小払」「買上代渡払」「当分取替払」の項目あり。

尾五―四 六 大曾根御屋鋪御払物代調帳 (明治三年～同八年) 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

尾五―五 六 魚溜場下魚御払物調帳 (明治三年～同四年) 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

尾五―六 七 飛島新田御川御入用仕払帳 明治三年 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

* 「川番初渡口」「取替口」の項目あり。

尾五―七 七 御側御入用帳 (明治三年～同四年) 家従・内家属史〔徳川〕 縦 一

尾五―八 七 廩米納払帳 (明治四年～同六年) 徳川邸〔徳川〕 横 一

* 「御米藏附記」あり。

尾五―九 七 會計出納記 (明治二年～同八年) 徳川家 縦 一

* 「明治三庚午年と同六癸酉年迄 御家禄御勘定帳」「明治二己ヨリ七戌年四月マテ 御家禄初御米納払目録 附惣括 徳川邸」「會計金錢納払調」「午九月迄 未四月迄内家御仕払勘定帳」「明治三年ヨリ 御本納阿地合併本納」等の項目あり。書付の括り付け、貼り付けあり。

尾五―一〇 七 魚溜場小払帳 明治四年 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

尾五―一一 七 魚溜場下魚御払代調帳 明治四年 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

* 「未納之分」の項目あり。

尾五―一二 六 飛嶋御川魚御払代調帳 (明治四年～同五年) 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

尾五―一三 七 飛島新田御川御入用諸払帳 (明治四年～同五年) 御年貢地懸〔徳川〕 横 一

* 「川番払」「取替」の項目あり。

尾五―一四 七 瓦町鉄屑等御払記 (明治四年～同五年) [徳川] 横 一

尾張徳川家文書目録(八)

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―一五 薪炭支払帳

明治四三年

徳川家

縦 一

*表御用・御役所・交番所・御膳所等での使用状況を書き上げたもの。

尾五―一六 薪炭支払帳

明治四四年

徳川家

縦 一

尾五―一八 熱田築地前新開 小検見懐中図帳

(天保一四年〜弘化二年)

地方御勘定所

縦 一

*彩色あり。

尾五―一三 重宝新田田方控帳

嘉永二年閏四月

(徳川)

横 一

尾五―一三 (熊野通船諸事留) 他

(明治元年〜同一七年)

舟楫懸

縦 一

*「明治四年辛未七月 熊野通船諸事留 舟楫懸」「大里村負債消却金預り一件」「明治元年辰十二月 道徳前新田御年貢納帳」等を綴じ込んでいる。

尾五―一四 御庭御作叔調帳

天保一五年

御年貢地懸

縦 一

尾五―一五 東御屋敷御住居向御建添出来方再調正御入用(留)

明治四年一〇月

御作事懸 家扶

縦 一

尾五―一六 (新御殿御作事今般御用図面)

(嘉永三年四月)

(御作事方)

鋪 一四

*袋あり。袋の上書「今般御用図面入 新御殿御作事場」。

① 御座之間前塀重御門外御裏門辺之図面 (嘉永三年四月) 御作事方

※法量三一・〇cm×四二・七cm。

② 紅葉之御間畳敷入之図控 (嘉永三年四月)

※法量三一・六cm×四四・二cm。

③ 御年寄衆初御見送場所図 四月二〇日

※法量三一・四cm×四四・二cm。「四月廿日 御右筆広瀬市三郎殿方内々被相渡写置」とあり。

④ 御出棺之前夜四時頃方表御門前等提灯燈方(図)

※法量三〇・七cm×四三・〇cm。

⑤ 新御殿御座之間前を初提灯燈方図

※法量二七・二cm×八九・七cm。

⑥ 新御殿御座之間前を初提灯燈方図控

※法量二七・五cm×九〇・三cm。

⑦ 未明御出棺之節紅葉矢来前より御作事役所南迄提灯燈方図控

※法量二七・三cm×一四二・〇cm。

⑧ (御座之間御上段御棺・御輿台之図)

※法量二三・三cm×三三・四cm。

⑨ 嘉永三年戊四月上旬出来伺図面控 御白輿寸銘書図面 (嘉永三年四月)

※法量三〇・八cm×四二・八cm。彩色あり。

⑩ 御上段境御延物出来方(図)

※法量二三・八cm×三三・八cm。

⑪ (御白輿寸法図)

※法量二七・三cm×四一・〇cm。

⑫ (桐御机附寸法図)

※法量二七・八cm×一九・三cm。

⑬ (桐御机附寸法図)

※法量二七・八cm×二〇・三cm。

⑭ (桐御机附寸法図)

※法量二七・八cm×二〇・八cm。

尾五―二七 御新田根帳増減訂古記留

(文化三年―同二年)

御年貢地懸〔徳川〕

縦 一

尾五―二八 新田所用井道筋村々井領収專給金覚 附新田所用水敷地
米代

(天保五年―弘化四年)

〔徳川〕

縦 一

*「午年新田所用井道筋村々井領収專給金共覚」「勘定帳下 植田村・八事村・中根村・井戸田村・新屋敷村・加藤池新田所用水敷地米代」「天保八年西七月 植田村・八事村・中根村・加藤池・山崎村諸御入用達 柴田為吉組」「天保十亥七月 山崎丁場御普請入用新田所用水通」等あり。虫損あり。

尾五―二九 道徳前新田才土売上覚帳

元治元年

〔徳川〕

横・小 一

*「御普請中庄屋初場所出勤帳」あり。

尾五―三〇

安政二卯秋 道徳前新田滞留井堤一円元型御普請御入用
内訳帳

安政三年二月

〔徳川〕

縦 一

尾張徳川家文書目録(八)

番 号 表 題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―二九 道徳新田上畠廣井納御年貢米御払之覚

丑寅年

〔徳川〕

縦 一

尾五―三〇 〔文政四年以降 道徳前新田証文之写〕

〔文政四年〕明治二六年

〔徳川〕

縦 一

*〔明治十一年寅三月 新田築立確証之写〕等あり。

尾五―三一 道徳前新田堤御普請村渡仕様帳

安政二年

御新田懸〔徳川〕

縦 一

*〔安政二年卯八月 道徳前新田滞留等御普請ニ付金銀払帳 御新田懸〕とあり。

尾五―三二 〔道徳前新田大手西杵口替御普請汐垣御入用等調書付〕

申二月・三月

〔徳川〕

縦 一

*〔道徳前新田田方繰上ヶ場所埋土御入用調帳〕あり。

尾五―三三 道徳前新田御高成不相成様御達等一卷 附明治二巳年御達之分

〔弘化三年〕明治一〇年

御年貢地懸〔徳川〕

縦 一

*〔弘化三年十月 道徳前新田作取年限明ニ付御高成不相成様御達等一卷〕〔道徳新田前新田築方仕様帳〕等あり。

尾五―三六 道徳前新田堤元型御普請村渡仕様帳

万延元年

〔徳川〕

縦 一

*〔道徳前新田海用上ヶ築等御入用使用渡之分〕〔金銀払判帳〕〔村請御普請金渡判帳〕〔村々買上明使代等払判帳〕等あり。

尾五―三七 道徳前新田再三海用留并堤元型御普請御入用御勘定一卷

〔万延元年〕文久元年

〔徳川〕

縦 一

*〔道徳前新田海用之外堤惣体重複附下築元型御普請御入用積〕〔万延元申九月 道徳前新田再三海用留并堤一円元型御普請御入用内訳帳〕等あり。

尾五―三九 道徳前新田御普請を初出張日記

〔明治元年〕同八年

御年貢地掛〔徳川〕

縦 一

*〔明治元年辰十月 南大手堤腹附御普請留記〕〔明治八乙亥五月六日ヨリ 道徳前新田南大手堤修繕会所場所替詰中日記〕等あり。

尾五―四〇 安政二卯秋 道徳前新田海用留を初堤一円元型御普請御入用御勘定目録

安政三年二月

岩田運九郎(黒印)・湯浅定右衛門(黒印)

縦 一

尾五―四〇 道徳前新田御用留

〔文政六年〕安政五年

〔徳川〕

縦 四

第一冊 道徳前新田御用留 壹(二)

〔文政六年〕天保七年

〔徳川〕

※〔文政六未八月 道徳前新開一件取扱留〕〔文政六未十月 新開所御普請調帳控〕等あり。

第二冊 〔道徳前新田御用留 二〕

〔文政七年〕嘉永三年

〔徳川〕

※「天保九年戊閏四月 道德前新田用水植田村内雨池際砂除堤見分野帳 柴田為吉・尾関喜右衛門」「八事村・山崎村地内杖伏替一卷」
「嘉永元申八月 道德前新田堤損所見分野帳」あり。

第三冊 〔道德前新田御用留三〕 (嘉永二年～安政三年) 〔徳川〕

※「嘉永三年四月吉日 定井立御伏替御普請ニ付諸入用割符帳」等横帳の綴じ込みあり。「亥十月 道德前新田用水植田村地内雨池御普請所見分野帳」「嘉永七年寅十一月 当十一月四日大地震高津浪ニ付諸色人足代書上帳」等あり。

第四冊 〔道德前新田御用留四〕 (安政二年～同五年) 〔徳川〕

※「道德前新田海用堤重上ヶ杖腕損所・南横手石符共御普請御入用積」「道德前新田田方地直場所御普請御入用調帳」等あり。

尾五―〇二 道德前新田御用留 第一冊 道德前新田御用留(一) (安政六年～文久元年) 御新田(方懸) (御新田方懸)〔徳川〕 縦 七

※「壹号 一村内組頭役立替ニ付伺之書類」から「三拾五号 一 悪水路杖継足方之事」までの項目を収録。

第二冊 〔道德前新田御用留二〕 (文久元年～同二年) 〔徳川〕

※「三拾六号 一 庄屋金右衛門儀孫延太郎へ階級之事」から「五拾八号 一文久二戊堤切入ニ付田方砂入場所年数引并砂入地低之場所繰上ヶ畑之事」までの項目を収録。

第三冊 〔道德前新田御用留三〕 (文久三年～慶応元年) 〔徳川〕

※「五拾九号 一 戊辰年数明之分并免状之事」から「百弍号 一大風雨ニ付堤欠所出来届之事」までの項目を収録。

第四冊 〔道德前新田御用留四〕 (慶応元年～同二年) 〔徳川〕

※「百三号 一 夫人足貨銀之事」から「百廿七号 一 加藤延太郎功分ニ付給米増被下之事」までの項目を収録。

第五冊 〔道德前新田御用留五〕 (慶応二年～同三年) 〔徳川〕

※「百廿八号 一 大地震之節庄九郎格別相働種々骨折功分不少候付苗字帯刀之事」から「百五十弍号 一 植田雨池新規明キ方届出之事」までの項目を収録。

第六冊 〔道德前新田御用留六〕 (慶応二年～明治三年) 〔徳川〕

※「百五十三号 一 新田築立後堤型等普請仕方書之事」から「百八十三号 一 田方上中下取調之事」までの項目を収録。

第七冊 〔道德前新田御用留七〕 (明治三年～同一年) 〔徳川〕

※「百八十四号 一 納米積送之事」から「弍百三十九号 一新田開発以来代々引続庶務取扱来候為慰勞被下金米之事」までの項目を収録。

尾五―〇三 道德前新田堤御普請所見分野帳 文久四年二月二八日 加藤平八郎・湯浅為次郎 横 一

尾五―〇三 道德前新田大手東杖汐垣御入用見分野帳 (元治二年～明治六年) 御年貢地懸り〔徳川〕 横 一

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

尾五―三四 道徳前新田西大手堤勾配直御普請見分野帳

慶応二年二月

〔徳川〕

横 一

尾五―三五 道徳前新田西大手堤御繕御普請見分野帳

慶応二年三月八日

〔徳川〕

横 一

尾五―三六 道徳前新田御魚御払錢(調帳)

(慶応二年～明治四年)

御年貢地懸り〔徳川〕

横 一

尾五―三七 道徳前御新田御普請才土買上帳

(慶応三年～明治二年)

〔徳川〕

横 一

*〔三〕已明治二年五月 西南西大手御普請買上七日ノ差引帳〕あり。

尾五―三六 道徳前新田大手堤御普請日々覚帳

明治四年

庄屋〔徳川〕

横 一

尾五―三六 道徳前御新田御検見帳

慶応元年

庄屋 加藤延九郎・近藤松右衛門

横 一

尾五―三〇 道徳前御新田御普請仕払帳

(明治四年五月～一〇月)

庄屋・組頭〔徳川〕

横 一

尾五―三二 (道徳前新田御普請仕様書)

元治元年三月

辰蔵(黒印)↓御小納戸御役所〔徳川〕

横 一

尾五―三三 御新田方御用留

(文化九年～同一年)

御小納戸頭取

縦 六

第一冊 御新田方御用留(一) 文化十一年 御小納戸頭取

※〔根居〕「諸願」「造作」「諸役所(懸合)」「諸申談」の項目で構成。

第二冊 〔御新田方御用留(二)〕 (文化九年～同一年) (御小納戸頭取)

※〔諸願〕の項目あり。

第三冊 〔御新田方御用留(三)〕 (文化九年～同一年) (御小納戸頭取)

第四冊 〔御新田方御用留(四)〕 (文化九年) (御小納戸頭取)

※〔造作〕「諸役所懸合」の項目で構成。

第五冊 〔御新田方御用留(五)〕 (文化九年～同一年) (御小納戸頭取)

第六冊 〔御新田方御用留(六)〕 (文化九年～同一年) (御小納戸頭取)

※〔諸申談〕の項目あり。

尾五―三三 (文化年中 御新田方御用留)

(文化三年～同八年)

〔徳川〕

縦 三

第一冊 (文化年中 御新田方御用留上)

(文化三年～同七年) 〔徳川〕

縦 三

※「証文」の項目あり。一部破損あり。

第二冊 〔文化年中 御新田方御用留中〕 (文化四年～同八年) 〔徳川〕

※「諸願」の項目あり。

第三冊 〔文化年中 御新田方御用留下〕 (文化四年～同八年) 〔徳川〕

※「諸役所願」「諸談」の項目あり。

尾五―三四 〔諸根居留〕

第一冊 諸根居り留〔上〕 文化八年 御新田方

文化八年 御新田方

縦 二

※「水口屋伝兵衛控田畑墨引之図」の貼り付けあり。

第二冊 〔諸根居留下〕 文化八年 〔御新田方〕

※「諸談」の項目あり。

尾五―三五 〔船方新田一巻〕

第一冊 船方新田一巻〔上〕 (明治二年～同十三年) 御年貢地懸〔徳川〕

御年貢地懸〔徳川〕

縦 二

※三號 一 関戸哲太郎江地主各代申付方指上熱田新田東組山田清助江地主各代申付候旨御勘定奉行達之事」から「九拾弍号 一十二年分掟米勘定之事」までを収録。朱書で「第弍號 証拠書類ニ拔出シ」とあり。

第二冊 〔船方新田一巻下〕 (明治十三年～同二十四年) 〔御年貢地懸〕〔徳川〕

※「九拾弍号 一十二年民費初之事」から「百四十四号 一堤防法先葭生地之云々候間島津孝忠格別被下金之事」までを収録。「十四年分田畑検見帳」等横帳の綴じ込みあり。

尾五―三六 〔御新田入用小払帳〕

第一冊 小払御入用帳〔一〕 (文政元年～同四年) 〔徳川〕

〔徳川〕

縦 四

※「御庭」「役所」「廣井」「上畠」「熱田同所」「有脇丑新田」「柳原御屋敷」「古渡」「御下屋敷」の項目で構成。「文政二卯年 御新田御入用小払帳」「文政三辰年小払帳 御新田方」「文政四巳年 御庭御新田小払御勘定帳」あり。

第二冊 〔御新田入用小払帳二〕 (文政五年～同七年) 〔御新田方〕〔徳川〕

※「文政五年年小払帳 御新田方」「文政六未年小払帳 御新田方」「文政七申年小払帳」「新開所御入用払帳」で構成。

第三冊 〔御新田入用小払帳三〕 (文政八年～同一〇年) 〔御年貢地懸り〕〔徳川〕

※「文政八酉年小払帳 御年貢地懸り」「文政九戌年小払帳 御年貢地懸り」「文政十亥年小払帳 御年貢地懸り」「新開所御入用帳」で構成。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

第四冊〔御新田入用小払帳 四〕

(文政一一年→天保元年)

(御年貢地懸り)〔徳川〕

※「文政十一子年小払帳 御年貢地懸り」「文政十二丑年小払帳 御年貢地懸り」「文政十三寅年小払帳 御年貢地懸り」で構成。書付の括り付けあり。

尾五―三七

万寿新田御高外ニ候哉御高之内ニ候哉御勘定所々問合来
候付申達候一件〔万寿新田御高外御高内一件之留〕

天保五年四月

(徳川)

縦

*「享保七寅年 留帳書拔」等を記載。

尾五―三八

〔文化元年以降 熱田新田年賦返済金書類〕

(文化元年→天保一二年)

〔徳川〕(御年貢地懸り)

縦

*「小沢屋市左衛門年賦返上伺書 御年貢地掛り」等あり。絵図一枚(彩色)の括り付けあり。

尾五―三九

〔津島川口墾開地作附分〕

(天保年間)

(徳川)

縦

尾五―三〇

御新田金作徳地分徳米代取立上納帳 西組立入取扱分

天保二年六月

(林)善右衛門・安藤半七郎・長谷川宅右衛門

縦

*中表紙の貼紙に「天保三辰年閏十一月式冊取扱候下留指出之事 宅右衛門々」「天保一二年卯九月 村々々指出候御請書之留」とあり。